総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

行政の未来を、
“改善”する。

関東管区行政評価局
採用案内

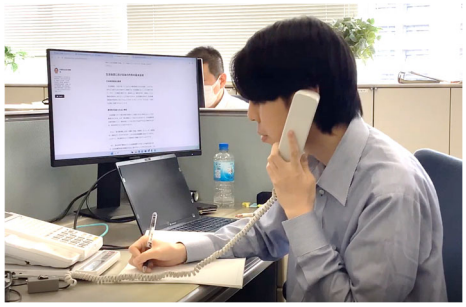

目次

関東管区行政評価局を志望する皆さんへ‥1

関東管区行政評価局について‥‥‥‥‥‥2

行政運営改善調査とは‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥3
関東管区行政評価局が実施した調査‥‥‥4
地域計画調査の公表‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥5
行政運営改善調査のテーマの選定‥‥‥‥7

行政相談とは‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥8
行政相談による改善事例‥‥‥‥‥‥‥‥‥9
行政改善推進会議について‥‥‥‥‥‥‥11
特別行政相談活動について‥‥‥‥‥‥‥12
行政相談の行事について‥‥‥‥‥‥‥‥13

関東管区行政評価局の1年間‥‥‥‥‥‥14
関東管区行政評価局での働き方‥‥‥‥‥15

官庁訪問体験記‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥19
採用に関するQ&A ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥20
コラム‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥21
参考資料‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥22

関東管区行政評価局を志望する皆さんへ

～総務行政相談部長からのメッセージ～

関東管区行政評価局
総務行政相談部長

井澤　誠子

皆さんは関東管区行政評価局をご存じでしょうか。

かくいう私も、関東管区行政評価局との初めての出会いは官庁訪問でしたが、行政運営改善調査や行政相談を通じ、地域社会の課題解決に貢献しつつ、行政を改善するという業務に魅かれ入省しました。

関東管区行政評価局の職場は、経験や年齢にとらわれない自由闊達なチームによる様々なミッションの達成を目指しており、他省庁に抜きんでたテレワーク・オフィス環境の充実、手厚い福利厚生によるワークライフバランスへの支援などが、それを後押ししています。

また、昨今の社会の変革を踏まえ、管区局における新たな業務へのチャレンジとして、統計業務の開始、公的DXの支援準備など、活躍の場も広がっています。

さらに先輩では、総務省の統計・消防部門、同様の調査機関である会計検査院や公正取引委員会、他府省庁、国連など、より高度で多様な分野へと羽ばたき、活躍されている方もいます。

ぜひ、関東管区行政評価局で様々な活躍のチャンスを試してみませんか。

関東管区行政評価局について

関東管区行政評価局は、埼玉県さいたま市に所在している、関東甲信越（１都９県）を管轄区域とする総務省の地方支分部局（ブロック機関）です。

また、管内の各都県庁所在地に、行政評価事務所又は行政監視行政相談センターを置いており、都県単位組織として、地域における国の行政の実態把握や改善を目的として業務を実施しています。

総務省本省｜霞が関

関東管区行政評価局

◎ **管内職員数：約 170 名**
（うち女性職員：約３割）

管区局	事務所・センター
約７０名	約１００名

- 茨城行政監視行政相談センター
- 栃木行政監視行政相談センター
- 群馬行政監視行政相談センター
- 千葉行政監視行政相談センター
- 山梨行政監視行政相談センター
- 長野行政監視行政相談センター
- 東京行政評価事務所
- 神奈川行政評価事務所
- 新潟行政評価事務所

○ 行政評価局とは？

行政評価局では、国民に信頼される質の高い行政を実現するために、担当行政機関とは異なる立場から、「各府省の行政運営の改善に関する調査（行政運営改善調査）」、「政策評価の推進」及び「行政相談」を実施しています。

地方支分部局である当局は、下記の図の「各府省の行政運営の改善に関する調査」と「行政相談」を実施しています。

【 行政評価局の３つの機能 】

各府省の行政運営の改善に関する調査

各府省の業務の実施状況等を実地に調査し、改善が必要な事項について勧告等を行います。

政策評価の推進

政策評価制度の基本的な事項の企画立案、各府省が自ら行う政策評価の点検等を行います。

行政相談

行政に関する苦情や意見･要望を幅広く受け付け、問題解決を促進します。

行政運営改善調査とは

行政評価局が、各府省の業務などを担当府省とは異なる立場からCheck！（実地調査）

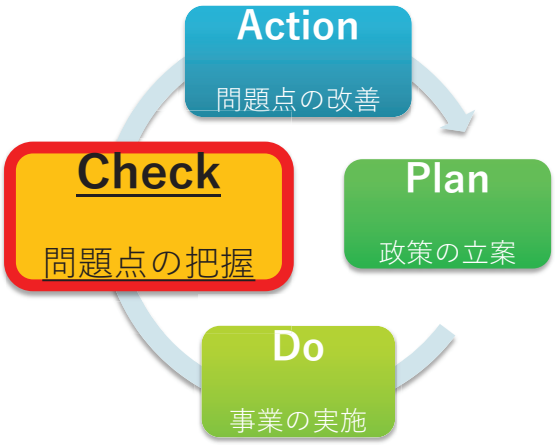

	全国計画調査	地域計画調査
調査計画等の立案及び調査の実施者	総務省行政評価局（立案） 管区行政評価局 行政評価事務所	管区行政評価局 行政評価事務所
調査の特徴	全国的規模で実地に調査を行うことにより、行政運営上の課題などを把握・分析し、改善方策を提示する。	地域に密着した行政上の課題について、独自にテーマを設定し、実地に調査を行うことで、地域における具体的な改善を図る。

※　全国計画調査には、複数府省にまたがる政策を評価する「政策の評価」と、各府省の業務の実施状況を把握・分析する「行政評価・監視」があります。

全国計画調査は、以下のプロセスで実施されます。

※　地域計画調査では、関東管区行政評価局長がテーマの決定等を行います。

関東管区行政評価局が実施した行政運営改善調査

総務省本省HP
（R6全国計画調査）

関東管区行政評価局が近年実施した全国計画調査は、
以下のとおりです。

- 民生委員・児童委員による証明事務に関する調査
- 倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する調査
- 住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査
- 墓地行政に関する実態調査
- 地域における住民の防災意識の向上（自然災害の伝承活動）に関する実態調査
- 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する行政評価・監視
- 「ごみ屋敷」対策に関する実態調査

関東管区行政評価局が近年実施した地域計画調査は、
以下のとおりです。

- 災害時における訪日外国人旅行者への情報提供等に関する調査
- 障害のある学生等に対する大学の支援に関する調査
－発達障害を中心として－
- 倉庫の安全管理に関する調査　－大規模倉庫を中心として－
- マンションの適正な管理の推進等に関する調査
- 災害時における情報通信の確保に関する調査
－市町村防災行政無線を中心として－
- 農業用用排水路の安全管理に関する調査（行政相談契機）
－転落事故の防止対策を中心として－
- スマートインターチェンジの利便性及び安全性の向上に関する調査（行政相談契機）
- 高齢者の身元保証に関する調査（行政相談契機）
－入院、入所の支援事例を中心として－

地域計画調査の公表

地域計画調査の結果は、結果報告書に取りまとめるとともに、概要をまとめた「報道資料」を作成して、報道機関に配布したり、記者会見を実施したりします。

報道資料の例（一部抜粋）

災害時における情報通信の確保に関する調査－市町村防災行政無線を中心として－の結果（概要）

調査の背景

◇市町村防災行政無線は、地域住民に対する情報伝達等のための通信手段として重要な役割を果たしている。
◇令和元年房総半島台風等では、台風通過後の停電の長期化により防災行政無線の屋外スピーカーの非常用電源が切れて、市町村防災行政無線（同報系）が使えなかったなど、災害時の情報通信に関する課題が多数報道。
◇この調査は、災害時における市区町村から住民等への情報伝達手段を確保する観点から、防災行政無線設備の整備状況、国による支援の状況等の実態を把握するもの。

・台風接近時や災害発生時に、住民は、防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）等から伝達される情報を基に避難等を実施。平成23年8月に内閣府が公表している「平成23年東日本大震災における避難行動等に関する面接調査（住民）」によると、避難の呼びかけの入手先は「防災行政無線」が46%

屋外スピーカー　戸別受信機

調査結果

令和元年房総半島台風時の状況

・停電が長期化したことから、非常用電源が切れたケースあり
・総合通信局による通信機器の貸出しの仕組みを知っていれば、貸出しを受けたとの意見あり。また、貸出しを受けたが使用を断念したケースあり

把握した事例や地方公共団体からの意見等

・非常用電源が浸水想定区域内に設置されているケースあり（浸水被害はなし）
・戸別受信機が聞こえにくい地域があるとの意見あり

令和元年房総半島台風による被害の状況（撮影利用提供）

得られた教訓

・非常用電源は、できるだけ長時間（72時間超）が望ましい
（基準を上回る長期間化に積極的に取り組んでいる団体あり）
・通信機器の貸出しの仕組み自体が認識されていないこと等に課題
・非常用電源の浸水被害を避ける工夫も望ましい
（マニュアル（低層階設置）によらず、高層階に設置している団体あり）
・戸別受信機の課題への対応も含め、情報伝達手段の多様化については各種支援あり。また、代替手段の整備を進めている団体あり

調査結果の活用

関東管内の関係機関における今後の取組の参考となるよう、また、災害の地域特性を踏まえた取組も重要であると考えられることから、
・関東地方非常通信協議会の事務局でもある関東総合通信局に参考通知するとともに、
・管内の地方公共団体に参考送付
・併せて、総務省行政評価局を通じて、内閣府（防災担当）、総務省消防庁に参考通知

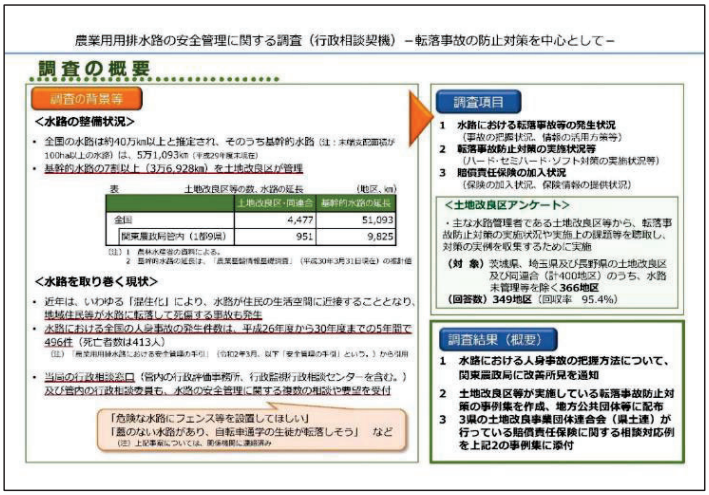
農業用用排水路の安全管理に関する調査（行政相談契機）－転落事故の防止対策を中心として－

調査の概要

調査の背景等

<水路の整備状況>

・全国の水路は約40万km以上と推定され、そのうち基幹的水路（注：末端支配面積が100ha以上の水路）は、5万1,093km（平成29年度末現在）
・基幹的水路の7割以上（3万6,928km）を土地改良区が管理

	土地改良区・同連合	基幹的水路の延長
全国	4,477	51,093
関東農政局管内（1都9県）	951	9,825

（注）1 農林水産省の資料による。
2 基幹的水路の延長は、「農業基盤情報基礎調査」（平成30年3月31日現在）の集計値

<水路を取り巻く現状>

・近年は、いわゆる「混住化」により、水路が住民の生活空間に近接することとなり、地域住民等が水路に転落して死傷する事故も発生
・水路における全国の人身事故の発生件数は、平成26年度から30年度までの5年間で496件（死亡者数は413人）
（注）「農業用用排水路における安全管理の手引」（令和2年3月、以下「安全管理の手引」という。）から引用
・当局の行政相談窓口（管内の行政評価事務所、行政監視行政相談センターを含む。）及び管内の行政相談委員も、水路の安全管理に関する複数の相談や要望を受付

「危険な水路にフェンス等を設置してほしい」
「蓋のない水路があり、自転車通学の生徒が転落しそう」　など
（注）上記事案については、関係機関に調査済み

調査項目

1 水路における転落事故等の発生状況
（事故の把握状況、情報の活用方策等）
2 転落事故防止対策の実施状況等
（ハード・セミハード・ソフト対策の実施状況等）
3 賠償責任保険の加入状況
（保険の加入状況、保険情報の提供状況）

<土地改良区アンケート>

・主な水路管理者である土地改良区等から、転落事故防止対策の実施状況や実施上の課題等を聴取し、対策の実例を収集するために実施
（対 象）茨城県、埼玉県及び長野県の土地改良区及び同連合（計400地区）のうち、水路未管理等を除く366地区
（回答数）349地区（回収率　95.4%）

調査結果（概要）

1 水路における人身事故の把握方法について、関東農政局に改善所見を通知
2 土地改良区等が実施している転落事故防止対策の事例集を作成、地方公共団体等に配布
3 3県の土地改良事業団体連合会（県土連）が行っている賠償責任保険に関する相談対応例を上記2の事例集に添付

当局が実施した地域計画調査の報道資料や結果報告書等は、ホームページで公表しています。
もっと詳しく知りたい方は、右の二次元コードから、ホームページをご覧ください。

当局HP

地域計画調査の例

報道資料

くらしの中に 総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和 4年 3月 29日
関東管区行政評価局

高齢者の身元保証に関する調査（行政相談契機）
－入院、入所の支援事例を中心として－
〔調査結果の公表〕

ポイント

- 当局では、「身元保証人がいないことを理由に入院を断られた」等の行政相談を契機として、身寄りのない高齢者の病院への入院や介護保険施設への入所の際の身元保証人の取扱いの実態調査を実施
- 調査の結果、病院・施設が身寄りのない高齢者の受入れに関して困っていることや、受入れに当たっての具体的な取組の実態を把握
- 当局は、これらを「結果報告書」にまとめるとともに、「事例集」、「意見要望集」を作成し、今後の検討の参考としてもらうため、市区町村や関係機関等に送付
- 「事例集」は、調査した病院・施設からの「具体的な取組事例を知りたい」とのニーズを踏まえ、病院等に参考送付

調査対象	地方公共団体（埼玉県、東京都、神奈川県、10市区町村） 医療機関　（国立大学法人、独立行政法人、公的病院及び民間病院） 介護保険施設関係団体　（県・市区町村社会福祉協議会、有料老人ホーム）
調査実施期間	令和3年10月～4年3月
調査実施部局	関東管区行政評価局、東京及び神奈川行政評価事務所

本資料及び調査結果報告書は、
関東管区行政評価局のホームページに掲載しています。
https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/kanto08.html

【本件照会先】
総務省関東管区行政評価局　評価監視部第４評価監視官

（電話）048－600－2332
（ＦＡＸ）048－600－2337
（メール）knt13@soumu.go.jp

主な調査結果

1. 身元保証人が用意できない場合の対応

アンケート調査で分かったこと

詳しくは「結果報告書」第1章を参照

- ❖ **病院・施設の９割以上が、入院・入所の希望者に身元保証人を求めている。**
- ❖ **身元保証人がいない場合は・・・？** **複数回答**（回答数1,253か所（471病院、782施設））
  - 「入院・入所させる」を選択した病院・施設は、3.5%（保証金の預託が条件のものも含む。）（31病院、13施設）
  - 「入院・入所をお断りする」を選択した病院・施設は、15.1%（28病院、161施設）※ このうち、12病院・28施設は、他の選択肢も併せて選択し、状況によっては入院・入所させる余地を残している。
  - 「必要な場面ごとに個別に対応する」を選択した病院・施設は、60.3%（363病院、393施設）
  - 身元保証人の代わりに、「成年後見制度」や「身元保証会社」の利用を求める旨の回答は、15.6%（39病院、156施設）

病院・施設の意見・要望（意見要望集）
- 入院・入所時の対応について、マニュアルがあれば欲しい。
- 支援困難なケースへの対応例を知って参考にしたい。
- どのような支援策があるか情報を提供してほしい。

自治体の意見・要望（事例集「9 行政機関における取組」）
- 他の自治体で実施している内容を知って参考にしたい。
- 他の団体との連携事例などの情報があると良い。

情報を求める声多数

2. 身元保証の主な機能・役割ごとにみた対応の実態

◆ 病院・施設が身元保証人に求める主な機能・役割を、厚生労働省のガイドラインを参考に７項目（注）に分類し、項目ごとに、病院・施設が困っていることや、現場における具体的な取組の実態を把握

⇒ **項目ごとの主な取組事例は、次ページで紹介**

（注）ガイドラインの「身元保証の主な機能・役割」は6項目であるが（資料3）、アンケート調査では、これに加えて「医療行為への同意」を挙げる病院・施設が多数
→ ガイドラインの6項目に「医療行為への同意」を加え、本人の意思を事前に確認する取組などを調査

3

調査結果の概要　高齢者の身元保証に関する調査（行政相談契機）－入院、入所の支援事例を中心として－

病院・施設が困っていること	当局の調査で把握した取組事例（主なもの）
1. 緊急連絡先に関すること ・意思疎通がとれず、連絡先の情報がとれない。 ・急変時に備えて行政機関に相談したいが、断られる ・・・	・ケアマネジャーや生活保護担当者に連絡をとり、本人に関わりがあった人などの情報を集めている例（病院） ・地域包括支援センターに相談し、市区町村、民生委員、住民等による会議を開催。緊急時の役割分担をあらかじめ確認・整理している例（施設）
2. 入院計画書、ケアプラン等に関すること ・本人の同意がとれない、計画書が本人の希望に添っているか、どんな治療を望むのか判断できない ・・・	・市、病院、社会福祉協議会等による身元保証人の代わりとなる"支援チーム"で、入院・入所時に身元保証人に依頼する役割を分担するための確認シートを作成し、支援している例（様式は「事例集」に掲載）（市区町村） ・市担当課、知人・友人等の関係者に、情報の提供や入院・入所時の説明同席を依頼している例（病院・施設）
3. 入院・入所中に必要な物品の準備に関すること ・病院の備品等を無償で提供、日用品等の準備が大変 ・購入費用が回収できない ・・・	・入院セットのレンタルサービスを導入したため、所持金なしで入院しても物品が準備できるようになった例（病院） ・代金支払を口座振替にして費用を確実に回収している例（施設）
4. 入院費、入所費に関すること ・未収金が回収できない。 ・意思疎通がとれず、預金等があっても支払困難 ・・・	・保証金を預かり、未収金の防止に効果を上げている例（病院） ・年金の受取口座を入所費の支払用口座とすることで、未収リスクを下げている例（施設）
5. 退院・退所支援に関すること ・退院後の受入先が決まらず、入院が長期化する。 ・市区町村の協力が得られにくい ・・・	・病院と関係機関の役割を記載した手引、チェックシート等を作成している例（様式は「事例集」に掲載）（病院） ・送り出す病院と受け入れる施設が合同でカンファレンスを実施し、連携を図っている例（病院・施設） ・自宅への退院を支援するために、外部機関等と連携している例（病院）
6. 死亡時の遺体・遺品の引取り等に関すること ・死亡時の対応に苦慮 ・事前に行政機関と打合せできないことがある ・・・	・患者が亡くなった際に関係者がとる対応をあらかじめ整理している例（病院） ・住民が葬儀等の生前契約先の情報を市区町村に登録している例（市区町村）
7. 医療行為の同意に関すること ・本人の意思確認が困難な場合、判断に迷う。 ・意思確認をするタイミングが上手く作れない ・・・	・病院外の関係者（市職員、ケアマネジャー等）をカンファレンスに招き、本人に関する情報を収集している例（病院） ・住民がリビングウィル（注）の情報を市区町村に登録している例（市区町村）

詳しくは「結果報告書」第2章「事例集」を参照

（注）「治る見込みがなく、死期が近いときには、延命医療を拒否することをあらかじめ書面に記しておき、本人の意思を直接確かめられないときには、その書面に従って治療方針を決定する方法」（厚生労働省「終末期医療に関する調査結果について」（H22.12）から引用）

4

行政運営改善調査のテーマの選定

行政運営改善調査のテーマは、改善の必要性が高いと考えられるものや、各府省単独では対応が難しい課題などを中心に選定

そのようなテーマを選定するため、
様々な課題を日常的に把握する常時監視活動を実施

★常時監視活動で得られた情報は、調査テーマの選定に活用するだけでなく、関係者への積極的な情報提供で課題の改善も！

～近年情報提供をした例～

関東管区行政評価局においても積極的な常時監視活動を実施。
情報提供の方法等も工夫し、多様な形での課題改善を目指しています。

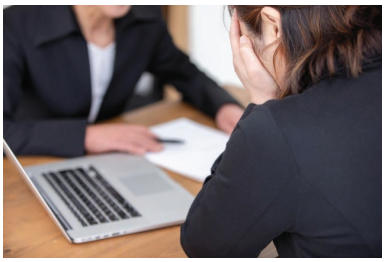

おくやみコーナー

民泊

グランピング施設

先輩職員の体験談

関東管区行政評価局
第１評価監視官室　評価監視調査官

【主な経歴】
令和４年４月　採用（関東管区行政評価局）
令和５年４月　群馬行政監視行政相談センター　行政監視行政相談課
令和７年４月　現職

行政改善のため、日々調べ考え続ける仕事です

私たちの仕事は、まず何よりも情報収集から始まります（常時監視活動）。特に、私が現在担当している行政運営改善調査は、実施に当たって、行政が抱える課題を正確に把握することが必要不可欠なため、事前の情報収集が大きな鍵となります。

また、当局の調査は、テーマ範囲が非常に幅広く多様な行政分野を扱えることや、課題の発見から改善策の提案まで取り組めること、現場の生の声を聞いて実態把握ができることが大きな魅力です。テーマの広範さ故に収集すべき情報の特定が難しかったり、実効性のある改善策をなかなか見いだすことができなかったりと、日々頭を悩ませていますが、結果が出たときはもちろん、課題解決のために職員で議論を交わしている時間も、私にとっては刺激的な経験となっています。

幅広い行政分野に関心がある人、知的好奇心が高い人、探究心が強い人など、当局の業務に興味がある方は、ぜひお越しください。

そして、近年はEBPM（証拠に基づく政策立案）推進のため、統計などのデータを活用した政策分析にも取り組んでいますので、量的な分析に興味がある方も大歓迎です。

行政相談とは

行政相談は、地域住民からの国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、必要な調査・あっせんなどを行い、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度・運営の改善に生かす仕組みです。

～行政相談窓口の愛称とマスコット～

◆　総務省では、行政相談を国民に親しみやすく、気軽に利用してもらうため、行政相談窓口の愛称「きくみみ」と、行政相談のマスコット「キクーン」を決定

◆　コンセプトは、＜地域社会に寄り添って一人ひとりの声を聞く＞

総務省本省
行政相談HP

～行政相談の流れ～

★相談無料・秘密厳守
★関東管内では、年間約２４，４００件の相談を受付（令和６年度）

行政相談による改善事例

～とある相談事例～
職場の経営者の対応に関する相談に応じてほしい！

飲食店でパートとして働いているが、
（a）８時～15時まで昼食休憩もなく７時間働いて日額3,000円しかもらえない。
（b）勤務日が予め決まっておらず、週末になると経営者から翌週の勤務日を一方的に示される。
（c）賃金は日払いであり、給与支給明細書を要求しても出してくれない。
（d）社会保険にも入れてもらえず、自分で国民健康保険、国民年金に加入せざるを得ない。
　これらのことについて、労働基準監督署に相談したが、税務署や年金事務所が対応すべき問題であるとして、受け付けてもらえず困っている。

相談に応じてもらえない･･･

相談者

年金事務所や税務署に相談してください。

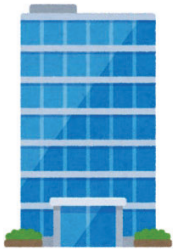

労働基準監督署

（c）給与支給明細書を要求しても出してくれない。

→ **税務署** が対応する事柄

（d）社会保険にも入れてもらえず、自分で国民健康保険、国民年金に加入せざるを得ない。

→ **年金事務所** が対応する事柄

（a）8時から15時まで、昼食休憩もなく７時間働いて日額3,000円しかもらえない。

→１時間あたり約429円で、最低賃金法違反の可能性

（b）勤務日が予め決まっておらず、週末になると経営者から翌週の勤務日を一方的に示される。

→使用者は、契約の際、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないとする労働基準法違反の可能性

労働基準監督署
が対応するべき事柄

（a）・（b）については、当局から労働基準監督署で対応してほしい旨伝えた結果、同署もこの点を理解し、改めて相談者の相談に応じることになりました。

～他にも様々な相談事例があります！～

相談内容

鉄橋の下の川岸に、多数の流木がある。

危険であるとともに、景観上も良くないので、流木を撤去してほしい。

対応結果

相談を受け、行政評価事務所から担当の河川事務所に連絡したところ、鉄道会社に使用許可を出し、管理を行ってもらっているとのことでした。

そのため、鉄道会社に連絡したところ、後日、流木が撤去されました。

相談内容

T字路において、停止線と「止まれ」の表示が消えてしまっている。
危険なので、早急に直してほしい。

対応結果

相談を受けた行政相談委員が、警察署の交通指導係と共に現場を確認し、改善を要望したところ、約3週間で修復が完了しました。

行政改善推進会議について

○ 行政改善推進会議

当局に寄せられる行政相談の中には、複数の行政機関等にまたがるものや、現行の制度や運用では解決が難しい事案もあります。

そのような事案について、「関東管区行政評価局行政改善推進会議」に付議し、公平な第三者である民間有識者（大学教授、弁護士、マスコミや経済団体関係者等）からの意見を踏まえてあっせんすることで、解決を図っています。

～実際の改善事例～

国立大学の授業料の口座振替に対応できる金融機関の拡大

国立大学の授業料の納付方法は、口座振替が主流となっているところ、国立大学によっては、大学が指定した一部の金融機関以外での口座振替を認めていないところがあるため、口座振替に対応できる金融機関を拡大してほしい。

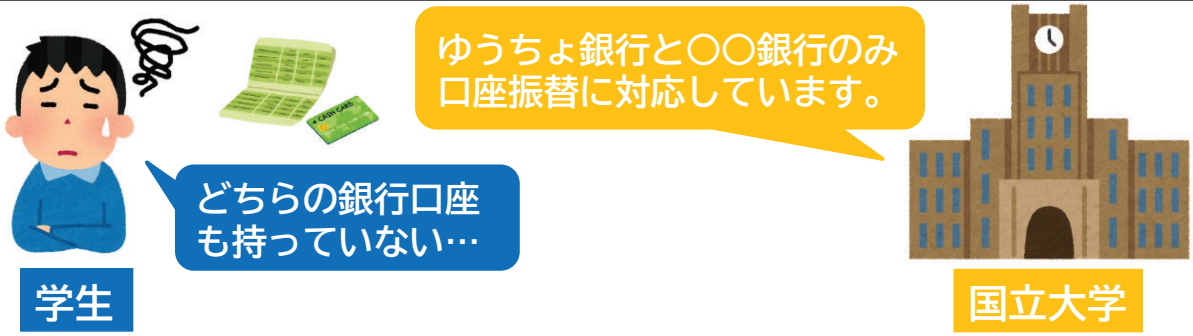

制度

・国立大学の授業料の徴収方法及び徴収額については、文部科学省令において規定されているが、学生からの納付方法についての定めはなく、各国立大学が独自に定めている。

当局の調査結果

・関東管区行政評価局管内の１都９県の24国立大学における授業料の納付方法を調査したところ、24大学全てにおいて授業料の口座振替が行われている。
・このうち、20大学では、ゆうちょ銀行を含むほとんどの金融機関で口座振替が行われている。
・しかし、４大学では、地元金融機関がメインバンクであることなどを理由として、口座振替ができる金融機関を、ゆうちょ銀行のほか、特定の金融機関に限定している。

行政改善推進会議の意見

・どんな銀行でも口座振替を認めるべきではないか。家の近くの銀行であれば便利である。
・推奨事例※を参考として、他大学でも口座振替を利用可能な金融機関を拡大するべきではないか。

※　山梨大学では、平成25年に文部科学省から全ての国立大学法人の財務担当理事に対して発出された通知を受け、ほとんどの金融機関から口座振替を行うことができる措置を講じている。

➡ 行政改善推進会議の意見を踏まえ、４国立大学にあっせんしました。

あっせんの内容

・口座振替ができる金融機関を、ゆうちょ銀行のほか、特定の金融機関等に限定している４国立大学法人は、口座振替ができる金融機関の拡大を図ること

➡ ４国立大学から、翌年度中に対応を行う旨の回答を受領しました。

特別行政相談活動について

○ 特別行政相談活動

大規模な災害が発生した場合、被災者への速やかな情報提供、きめ細やかな相談対応を行うため、本省行政評価局及び全国に所在する管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センターが連携し、様々な特別行政相談活動を実施しています。

～特別行政相談活動の例～

◆ ガイドブックの提供

関係機関等における支援制度や相談窓口に関する情報収集を行い、取りまとめたものをガイドブックとして作成し、提供

◆ 災害専用フリーダイヤルの開設

被災者の負担軽減のため、専用フリーダイヤルによる相談窓口の開設とその周知・広報

◆ 特別行政相談所等の開設

関係機関等の協力を得て、ワンストップで被災者からの相談に対応できる相談所等の開設

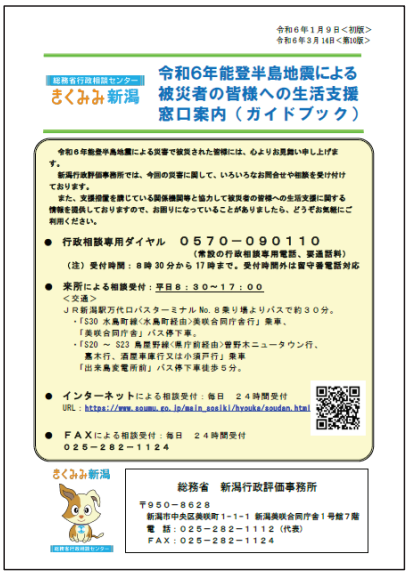
令和６年１月９日＜初版＞
令和６年３月14日＜第10版＞

総務省行政相談センター
さくみみ新潟

令和6年能登半島地震による被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）

令和６年能登半島地震による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
新潟行政評価事務所では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。
また、支援制度を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

● 行政相談専用ダイヤル　０５７０－０９０１１０
（常設の行政相談専用電話、要通話料）
（注）受付時間：８時30分から17時まで。受付時間外は留守番電話対応

● 来所による相談受付：平日８：３０～１７：００
＜交通＞
ＪＲ新潟駅万代口バスターミナル No.８乗り場よりバスで約３０分。
・「S30 水島町経由〈水島町経由〉美咲合同庁舎行」乗車、
「美咲合同庁舎」バス停下車。
・「S20 ～ S23 鳥屋野線〈東作前経由〉曽野木ニュータウン行、
葛木行、酒屋車庫行又は小須戸行」乗車
「出来島変電所前」バス停下車徒歩５分。

● インターネットによる相談受付：毎日　２４時間受付
URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

● ＦＡＸによる相談受付：毎日　２４時間受付
０２５－２８２－１１２４

さくみみ新潟

総務省　新潟行政評価事務所
〒９５０－８６２８
新潟市中央区美咲町１－１－１ 新潟美咲合同庁舎１号館７階
電　話：０２５－２８２－１１１２（代表）
ＦＡＸ：０２５－２８２－１１２４

令和６年能登半島地震
ガイドブック表紙（新潟事務所）

○ 令和６年能登半島地震における特別行政相談活動

～新潟行政評価事務所における対応経緯～

・発災後、職員と行政相談委員の安否確認を実施
・今後の対応について検討

・被災地の確認やガイドブック作成のための情報収集
・相談所の開設準備として、関係機関等へ確認・連絡

・ガイドブックをＨＰへアップするほか印刷したものを相談窓口へ提供
・管区局と応援職員の派遣に係る連絡調整を行い、特別行政相談所を開設

（お困りごと相談所・新潟市内商業施設）

（相談の様子・新潟市内）

行政相談の行事について

行政相談委員(※)や関係機関との協働により、次のような行政相談行事を開催しています。

1.一日合同行政相談所

公共施設や商業施設などにおいて、国の行政機関、地方公共団体、士業団体等が一堂に会してワンストップで相談を受け付ける相談所を開催

※ 行政相談委員とは、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約5000人(各市区町村に1人以上)が配置されています。地域における信望の厚い方々が、無報酬で、国の行政に関する相談を受け付けています。

詳細はHPをご覧ください。

2.行政相談広報活動

地域行事や商業施設などにおいて、広報用物品の配布やパネルの展示、出張での相談受付等を行い、行政相談制度についてPR

3.行政相談出前教室

小学校、中学校、高校、大学などに出向いて、行政の役割や行政相談による改善事例など、行政相談についての授業を実施

関東管区行政評価局の１年間

○ 評価監視官室の１年間（地域計画調査を行うケース）

※ 実際は、関係機関や調査テーマの内容を踏まえ、１年間という期間にとらわれず随時実施しています。

①情報収集
→調査テーマ選定のための情報収集を行います。

②テスト調査
→調査テーマが定まってきたら、テスト調査を行います。

③調査計画の立案
→調査計画を作成します。作成にあたり、室内で計画内容について、議論を深めていきます。

④実施通知等の発出
→調査計画の決裁を取り、調査対象機関に説明の上、実施通知等を発出します。

⑤実地調査・現地確認
→テーマである行政課題について、実態や原因などを把握するため、調査対象機関に対し、ヒアリングを行います。
　場合によって、実際に現地に出向き、確認を行います。

⑥調査報告書の作成
→ヒアリング・現地確認の結果を報告書に取りまとめます。
　結果を基に、原因等の分析を行い、改善方策の検討を行います。

⑦調査結果の公表
→調査結果について内部で十分に検討した上で、公表します。公表にあたり、報道資料等の作成を行います。
　調査の結果、改善が必要な場合については、調査対象機関に向けて、所見表示（改善の通知）を行います。
　改善結果については、翌年度以降に確認していきます（フォローアップ調査）。

⑧新テーマの検討
→翌年度以降の調査テーマについて、情報収集をしていきます。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

○ 行政相談課の１年間

※ 行政相談委員を「委員」と表記しています。

新任委員委嘱時研修
→新しく委嘱された委員向けに、初任者研修を開催します。

委員代表者会議
→管内の委員の代表者と管区局等の会議です。今年度の活動方針などについて、説明しています。

委員全体会議
→管内の委員を集め、会議を開催します。

行政相談月間
→９～10月は「行政相談月間」として、行政相談や広報活動を重点的に行います。委員と協働して活動を行うため、管内各地に出張します。

一日合同行政相談所
→各地で「一日合同行政相談所」を開催します。管内の複数の行政機関や士業の方々にも協力いただき、ワンストップで相談を受け付けます。

ブロック会議
→７～８月頃、管内の地区（ブロック）ごとに会議を開催します。

出前教室
→委員と協働して、小中学校等で授業！

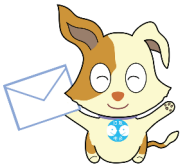

３月は新年度に向けて、会議や委員委嘱の準備を行います。
　また、年間を通して、管内各種団体の方々との懇談会を開催したり、管内で収集した行政課題を本省へ報告するなどの業務があります。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

関東管区行政評価局での働き方

採用１年目から数年間は、関東管区行政評価局（埼玉県さいたま市）での勤務となります。主に総務業務や行政相談業務に従事し、先輩職員の指導を受けて庶務などを担当しながら、関東管区行政評価局の業務について学んでいただきます。

【業務風景の例】

行政相談行事の運営

関東管内の連絡・調整

業務打ち合わせ

数年間、当局業務について学んでいただいた後は、管内の行政評価事務所・行政監視行政相談センターに異動し、行政運営改善調査又は行政相談などの業務を担当します。

また、勤務成績や希望などによっては、総務省本省（他部局含む）などで勤務することもあります。

将来的には、２～３年のサイクルで異動を繰り返しつつ、当局職員としてのキャリアを積んでいきます。

○ 研修制度

採用時に、総務省全体の新規採用職員研修があり、その後、関東管区行政評価局独自の新規採用職員研修があります。

さらに、新規採用職員を対象とした研修だけでなく、職員の専門性や能力の向上のため、様々な研修や勉強会を実施しています。

下記以外にも、人事院や内閣人事局などが開催する研修や勉強会などに参加する機会があります。

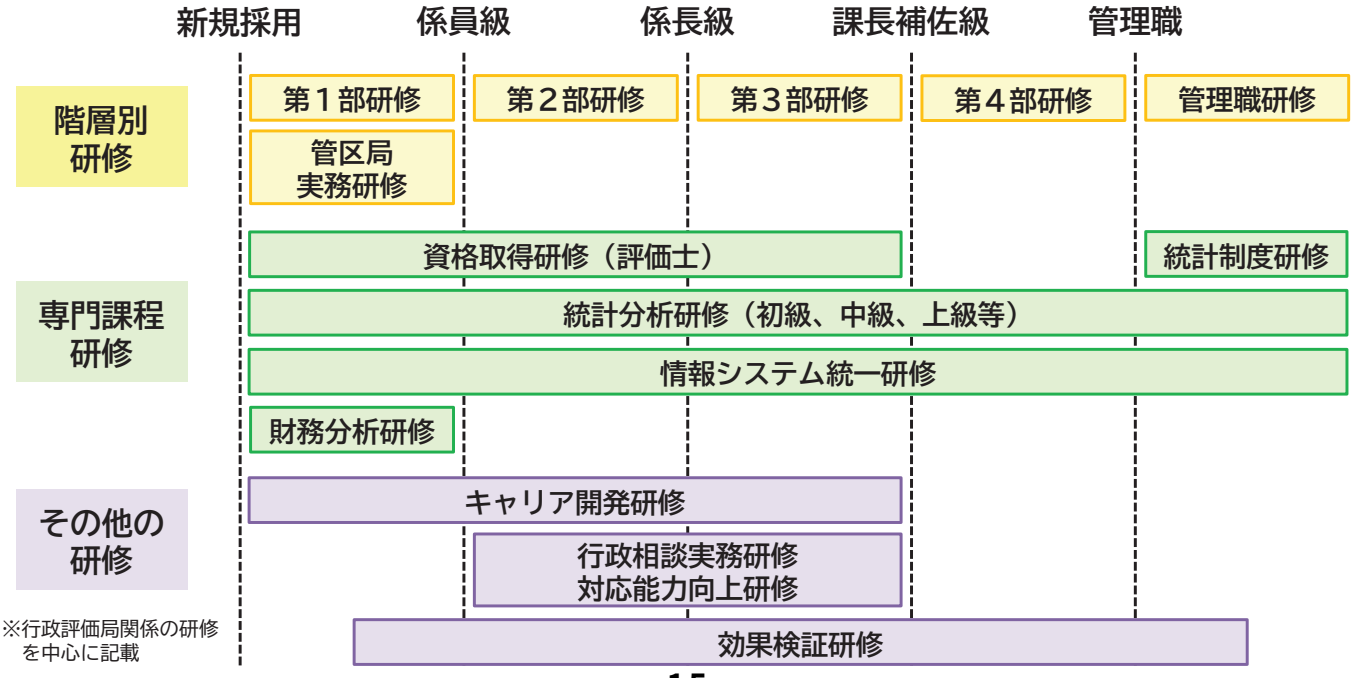

※行政評価局関係の研修を中心に記載

○ 仕事と家庭の両立支援制度

女性職員については、産前・産後休暇の取得制度があります。育児休業は、男性職員を含め、子どもが３歳になるまで取得することができます。当局では、これらの制度を活用して、子育てをしている職員が多くいます。

また、親や家族の介護の必要がある場合、介護休暇などを取得できます。

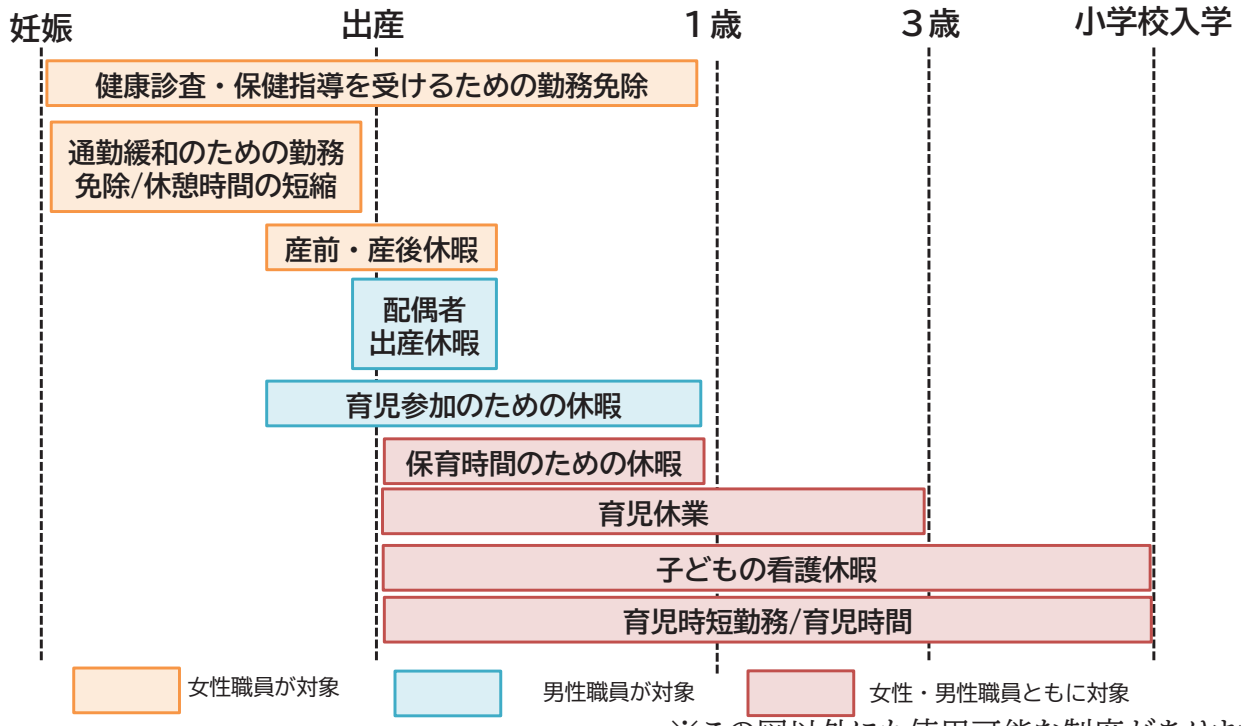

※この図以外にも使用可能な制度があります。

先輩職員の体験談

関東管区行政評価局
総務課　調整係　業務管理官

【主な経歴】

平成16年４月　採用（関東管区行政評価局）
平成28年４月　関東管区行政評価局管理官室　管理調査官
平成29年４月　関東管区行政評価局行政相談課　総務係長
平成30年９月　育児休業（～令和３年５月）
令和３年５月　現職

仕事と育児の両立、できる職場ここにあります。

今、このパンフレットをご覧になっている方の中には「将来、家族ができても働き続けられる職場だろうか？」、「『小1の壁』とかと越えられるのかな？」と考えている方もいらっしゃるかもしれません。私は、この『小1の壁』を職場のご理解をいただきながら登っているところです。例えば、学校の登下校時間と勤務時間、夏休みなどにおける子供の預かり施設と勤務時間とのギャップが『小1の壁』として問題となります。これに対しては、職場に相談して、勤務時間をずらして夫と送迎を分担したり、テレワークやフレックスタイム制を活用することにより勤務を続けることができています。このような制度を活用するためには、職場での業務内容や分担などに配慮をお願いする必要がありますが、当局は仕事と育児に両立に積極的で、こういった支援制度を活用しながら勤務を続けることに理解が深く、無理なく働き続けることができています。

これから始まる長い社会人生活の間には、育児も含め様々なライフイベントが待っていると思います。その時々に応じた両立支援制度が整い、その制度の活用に理解ある当局に興味をもっていただけたら嬉しいです。

先輩職員の体験談

神奈川行政評価事務所　所長

【主な経歴】
平成３年４月　採用（関東管区行政監察局）
平成17年４月　本省行政管理局個人情報保護第一係長
平成30年４月　本省政策統括官（統計基準担当）企画官
令和４年４月　中部管区行政評価局評価監視部長
令和５年４月　内閣官房行政改革推進本部事務局参事官
令和７年４月　現職

幅広い視野でより良い社会づくりに貢献できる職場です

行政評価事務所は、総務省の地域拠点の一つとして、主に行政相談と行政運営改善調査を実施しています。特定の行政分野にとどまることなく、幅広い視野で行政全般を見つめ、課題の解決に取り組む点が最大の特徴です。日々の仕事を通じてより良い社会づくりに貢献することができ、やりがいを実感できるのが魅力です。課題の現場に足を運んで実際に見て、生の声を聴くと新たな発見の連続。思わず「なるほど！」と声が出てしまうこともあります。

新規採用職員には、基礎からしっかり学べる研修プログラムが整っていますし、日常の仕事も、経験豊富なベテランから若手まで身近な仲間に相談しやすい職場環境の中で、安心して働くことができます。

また、将来は総務省本省や他の府省庁などで仕事をする機会を得て、様々な専門分野の経験を積み上げていくチャンスもあります。

明日のより良い社会づくりのために、一緒に働いてみませんか？

千葉行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課　委員係長

【主な経歴】
平成31年４月　採用（関東管区行政評価局）
令和２年４月　新潟行政評価事務所　評価監視官室
令和３年４月　新潟行政評価事務所　行政相談課
令和４年４月　関東管区行政評価局　総務課
令和６年４月　現職

チームワークが強みです！

「困ったら一人で悩まず行政相談」。これは、私たちがよく用いている行政相談のスローガンです。

行政相談を受ける際には、まずはお話をよく聞いて、「相談者が一番悩んでいることは何か」、「相談者にとっての解決は何か」を探ります。しかし、相談の内容が複雑で、担当者だけでは悩んでしまうことがあります。そんなときは、私たち自身も“相談”をしながら、答えを見つけていきます。気が付いたことを誰でも発信しやすい雰囲気があり、意見を出し合いながら業務に取り組んでいます。行政の制度・運営の改善や困りごとの解消といった目標に向けて、チームワークを発揮できる職場であることが強みです。

また、私は今、千葉県内の行政相談委員と深く関わりを持つことができています。相談活動にご一緒させていただくことを通じて、委員の多様な知識や経験に触れることで、ほかでは得難い学びがあり、日々ありがたく感じております。

関東管区行政評価局に興味をお持ちいただけましたら、ぜひ最初の一歩を踏み出してみてください。

若手職員の体験談

千葉行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課　係員

【主な経歴】
令和６年４月　採用（関東管区行政評価局）
令和７年４月　現職

強い好奇心を生かせる職場です

理系の大学院で培った好奇心や情報の収集・整理能力を、調査業務や行政相談業務での相談者の課題を抽出することに生かし、行政の改善に寄与することができるのではないかと考え、当局を志望しました。

行政運営改善調査では、特に「生活道路における交通安全対策に関する政策評価」において、自治体への質問事項の一部についてヒアリングを担当いたしました。現地に赴き、その場の状況を自身の目で把握したうえで、自治体の実際の声を聴くことで質の高いヒアリングを経験することができました。この経験を通じて、国民・関係行政機関の両方に親身に寄り添い、より良い行政への架け橋として働いていることを実感いたしました。

千葉行政監視行政相談センターでは、行政相談業務と共に、常時監視活動も重要な業務となります。日々、情報収集を行うなかで、行政上の課題を発見・深堀・意見交換することにより、若手職員でも活躍ができます。行政に対する知識だけではなく、皆さんの好奇心と人の役に立ちたいという気持ちがとても大きな力となり、やりがいを感じられる職場だと感じます。

栃木行政監視行政相談センター
主任行政相談官室　係員

【主な経歴】
令和６年４月　採用（関東管区行政評価局）
令和７年４月　現職

今の行政、見つめ直してみませんか？

省庁を志望するにあたりどの行政分野に絞るべきか迷っていた際に、「行政」を幅広く対象とする当局の存在を知り、様々なことに興味があった当時の私は「ここ、自分にピッタリでは⁉」と感じました(笑)。また、当局の調査業務や行政相談業務を通じて「今の行政は適切なのか？」を問い続ける業務に他にはない魅力を感じ、志望するに至りました。実際入庁し働いてみて、調査、相談業務のいずれにおいても多種多様な法令、制度等と関わることとなりますので、毎日が学びの連続であり、その積み重ねだと実感しています。

私の中で印象に残っている業務は電話での相談受付業務です。当局では基本業務ではありますが、初めは電話を取ることから緊張しましたし、法律も特に専攻していない私が上手く回答できるのか…と不安でした。しかし、周囲の経験豊富な諸先輩方から手厚い支援とアドバイスを頂きながら対応を試行錯誤することができましたので、自分の成長も感じられますし、達成感もやりがいも大きかったです！

何かあった時はすぐに相談できますし、自身の考えも尊重してもらえる非常に働きやすい職場だと思います。私のように、色々な分野に興味がある方や、探求心・好奇心の強い方は、是非当局で行政運営の改善を目指してみませんか？

若手職員に聞いてみた！
官庁訪問体験記①

■　関東管区行政評価局の官庁訪問の流れは？

私が受験したときは、受験生１人に対して面接官が複数人いる形式の面接が、複数回ありました。

■　官庁訪問に向けて準備したことは？

志望動機や学生時代の経験、自分の性格などの基本的なことは、掘り下げられても十分説明できるように準備しました。また、自分がもしこの官庁に入ったらどんな業務をしたいかなどをイメージしてから臨んでいました。

可能であれば、大学のキャリアセンターの方や、友人、家族などと面接の練習をしておくとよいと思います。

■　関東管区行政評価局を志望した理由は？

行政運営改善調査の業務が面白そうだったので、興味を持ちました。また、説明会に参加した際に、職場の雰囲気が良さそうだったことも理由の一つです。

■　志望先を検討している方に一言

まずは色々な官庁の説明会に参加してみることをおすすめします。説明会に行くと業務への理解度も深まりますし、働く上で大事にしたいことなども見えてくると思います。もし迷っている点、心配な点などがあれば、直接職員の方に質問してみるのもおすすめです。頑張ってください！応援しています。

若手職員に聞いてみた！
官庁訪問体験記②

■　関東管区行政評価局の官庁訪問の雰囲気は？

個人的には、和やかな雰囲気だと感じました。

■　官庁訪問の待ち時間をどう過ごしましたか？

採用パンフレットや、志望動機などをまとめた自分のノート、持参した本などを読んだり、頭の中で面接のシミュレーションをしながら過ごしていました。

■　関東管区行政評価局を選んだ決め手は？

調査業務と相談業務を通じて、様々な行政分野に関わることができるところです。国の機関は、省庁ごとに行政分野が分かれているというイメージがありましたが、調査と相談という軸がありながらも様々な分野に関われるのは、楽しそう！と思いました。

■　これから官庁訪問をする方に一言

緊張すると思いますが､自分らしさを忘れず､自然体でコミュニケーションを取ることが大事だと思います。あなたが希望する道に進めるよう応援しています！

採用に関するQ&A

Q　関東管区行政評価局には、どのような人が向いていますか？

A　当局の業務上、多くの行政課題に向き合っていく必要があります。また、実地調査では関係機関の方へヒアリングを行ったり、行政相談では相談者から相談を受け付けたりします。そのため、好奇心の強い方や聞き上手な方は、それが強みになると思います。

Q　採用はどのように決定するのですか？

A　採用担当者と、採用を希望する方(志望者)との面談を積み重ねて、志望者の長所、意欲(やる気)、将来性などを総合的に判断して決定します。
　面談による人物本位の選考を行いますので、積極的に官庁訪問をしていただき、あなたの魅力をアピールしてください。

Q　年齢が近い職員（若手職員）はいますか？

A　当局では、高卒程度の採用のほかに、例年、大卒程度の採用も実施していますので、20代の職員も多くいます。また、大卒程度の試験で入省した職員の中には、大学ではなく専門学校の出身者も複数います。

Q　休日・休暇の制度はどうなっていますか？

A　土曜・日曜・祝日、年末年始(12月29日～１月３日)の休日の他、年次休暇(年20日／ただし４月１日採用者は採用年のみ15日／残日数は20日を限度に繰り越し)、特別休暇(夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇等)を取得することができます。

Q　ワークライフバランスの取組について教えてください。

A　テレワーク(在宅勤務)やフレックスタイム制を推進するなど、職員の多様な働き方の実現に取り組んでいます。
　特に、テレワークについては、頻度は人によって異なりますが、ほとんど全ての職員が実施しています。

Q　福利厚生等はどうなっていますか？

A　当局に採用されると、総務省共済組合に加入することとなり、医療給付等を受けられます。また、全国の共済施設や住宅資金の貸付制度等を利用できます。

Q　車の運転ができなければいけませんか？

A　行政相談の現地確認を行うため、職員が官用車を運転する場合がありますが、必ずしも運転する必要は無く、公共交通機関を使用する職員もいます。

Q　職場の雰囲気はどうですか？

A　若手職員が上司や先輩職員と自由に意見を交わすことができる、風通しの良い職場です。ぜひ当局独自の業務説明会、関東地区官庁オープンツアー等に参加いただき、このような職場の雰囲気を感じ取ってください。

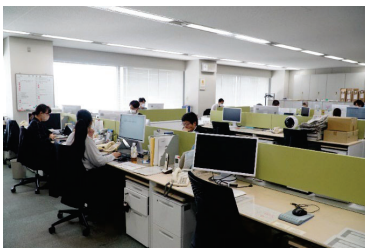
（首席行政相談官室・行政相談課　執務室）

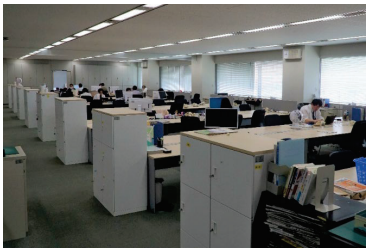
（評価監視部　執務室）

コラム

Q　関東管区行政評価局は転勤が多くて大変？

A　採用後は、当局のほか、関東管内の行政評価事務所・行政監視行政相談センター等で勤務することになりますので、転勤は頻繁に経験します。

引越し、見知らぬ土地、大変そう･･･と思うかもしれません。

しかし、実際に経験している立場で言わせていただくと、そんなに心配しなくて大丈夫ですよ！

ポイント① 所在地は関東管内のみ、全て主要都市

行政評価事務所等は**全て各都県の県庁所在地**にあるため、暮らすにしても**比較的便利**。交通の要所なので、新幹線や特急を利用し、**引っ越さずに通勤している職員も多数います。**（例：大宮→宇都宮は新幹線で約25分）

ポイント② 引越費用の支給や賃料の補助

引越をする場合も、引越費用として**赴任旅費（移転料）**が支給、住宅の賃貸には28,000円を限度に**住居手当**が支給されるほか、**公務員宿舎**への入居も可能。新幹線や特急で通勤する場合も、月15万円を限度に通勤手当を支給

引っ越さずに同じ住環境で暮らし続ける人もいれば、新しい土地に引っ越してそこでの生活を満喫する人もおり、各職員が自分に合った通い方、暮らし方を選んでいます。

○ 管内の事務所・センターの所在地

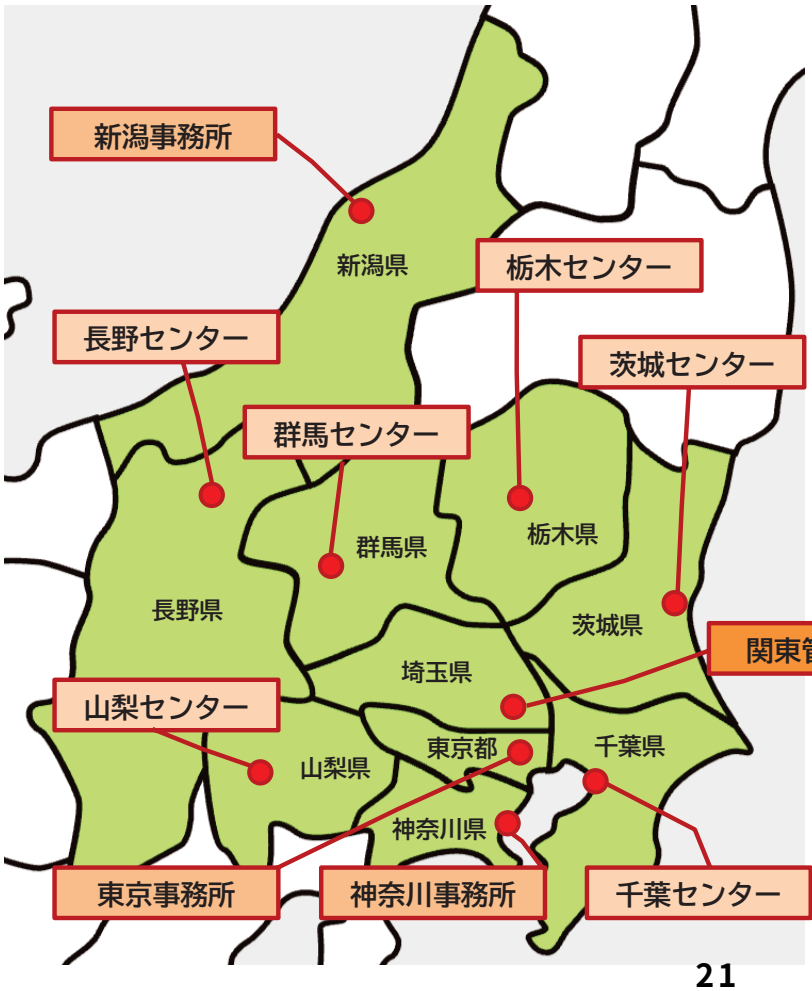

関東管区行政評価局（さいたま市中央区）
さいたま新都心合同庁舎１号館

茨城行政監視行政相談センター（水戸市）
水戸地方合同庁舎　（水戸駅から徒歩15分）

栃木行政監視行政相談センター（宇都宮市）
宇都宮地方合同庁舎（宇都宮駅からバス約10分）

群馬行政監視行政相談センター（前橋市）
前橋地方合同庁舎（前橋駅からバス約10分）

千葉行政監視行政相談センター（千葉市）
千葉地方合同庁舎（千葉みなと駅から徒歩10分）

山梨行政監視行政相談センター（甲府市）
甲府合同庁舎（甲府駅から徒歩3分）

長野行政監視行政相談センター（長野市）
長野第１合同庁舎（長野駅からバス約8分）

東京行政評価事務所（新宿区）
新宿地方合同庁舎（大久保駅から徒歩5分）

神奈川行政評価事務所（横浜市中区）
よこはま新港合同庁舎（馬車道駅から徒歩5分）

新潟行政評価事務所（新潟市中央区）
新潟美咲合同庁舎１号館（新潟駅からバス約20分）

参考資料

○ 関東管区行政評価局組織図

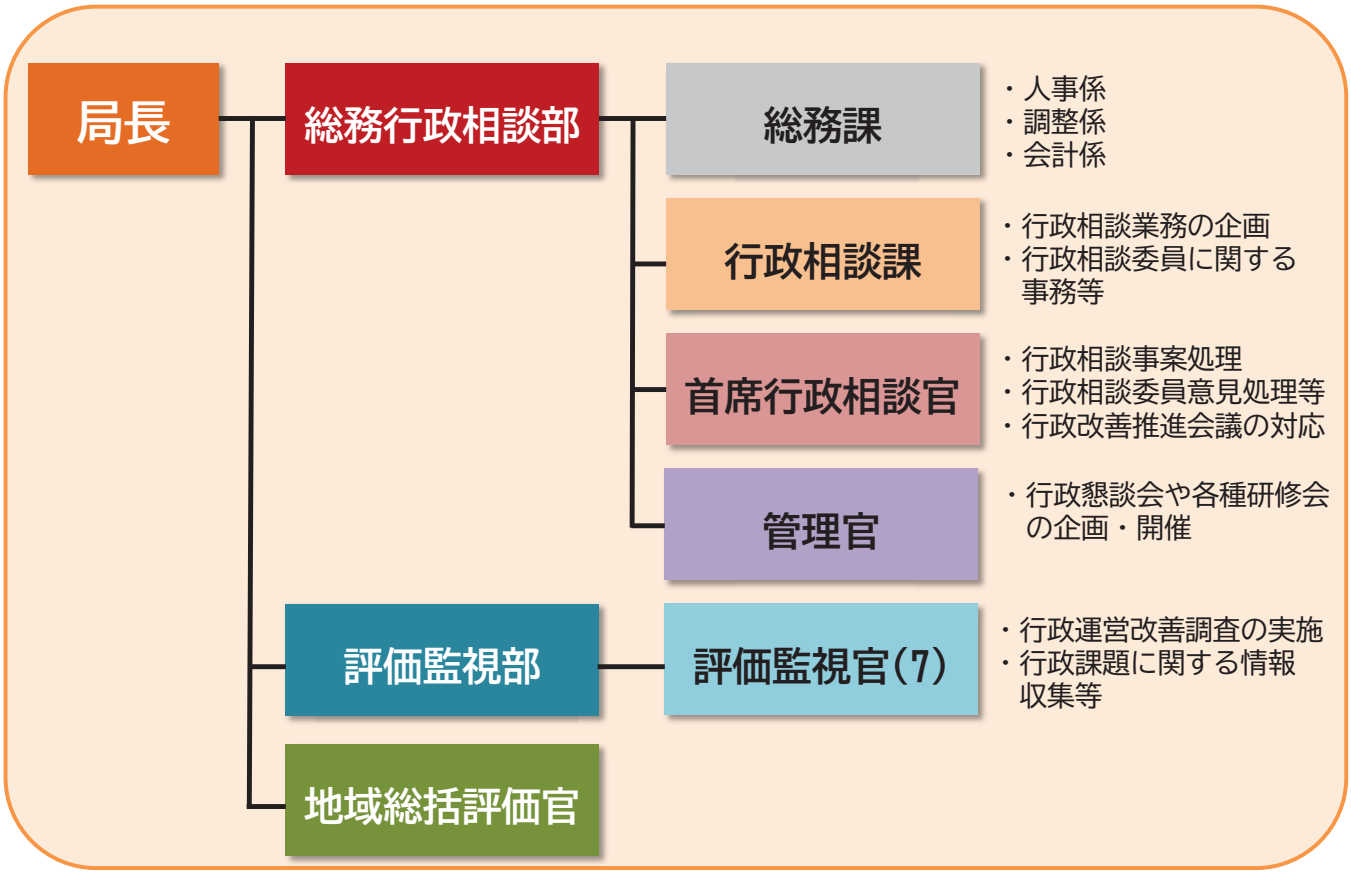

○ 行政評価事務所・行政監視行政相談センター組織図

行政評価事務所

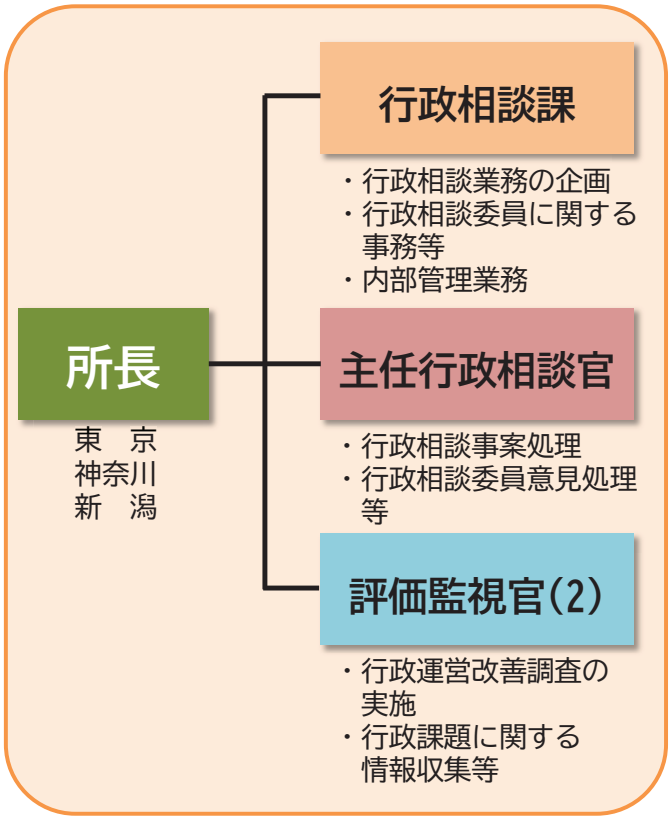

行政監視行政相談センター

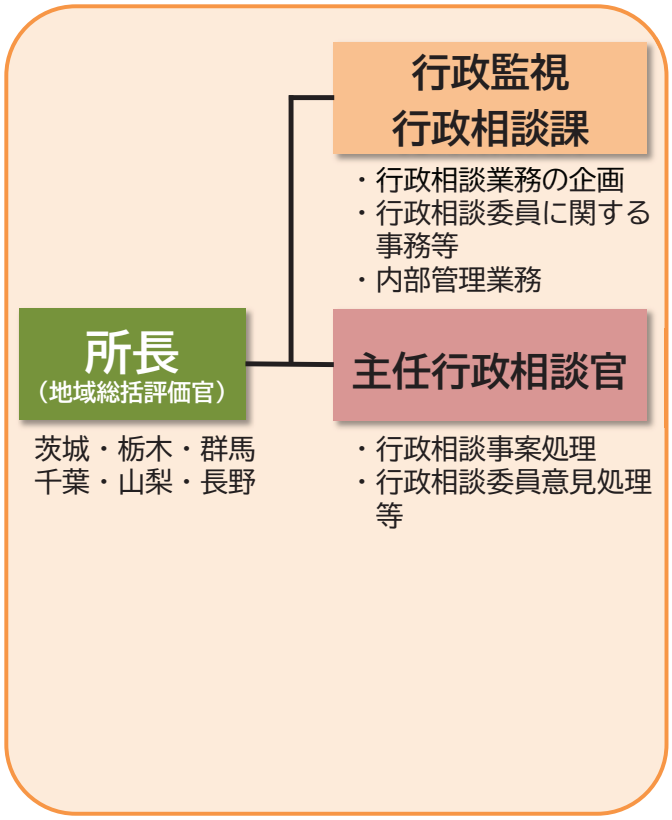

採用スケジュールのご案内（予定）

時期	内容
１０月３日(金) ８日(水)	業務説明会（オンライン）
１０月９日(木)	第１次試験合格者発表日
１０月１０日(金) １４日(火)	官庁訪問
１１月１８日(火)	最終合格者発表日

※　詳細は、関東管区行政評価局ホームページ内の採用情報にてご確認ください。

関東管区行政評価局
採用情報HP

採用に関するお問い合わせ先

総務省　関東管区行政評価局
総務行政相談部　総務課
人事係

〒330-9717
埼玉県さいたま市中央区新都心
１-１さいたま新都心合同庁舎
１号館19階

電話番号：048-600-2300（代表）

メールアドレス：
kanto.saiyou@soumu.go.jp

当局ホームページ：
https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html

X(旧Twitter)アカウント：
総務省 関東管区行政評価局（採用情報）
@MIC_knt_recruit

右の二次元コードから
検索してください！

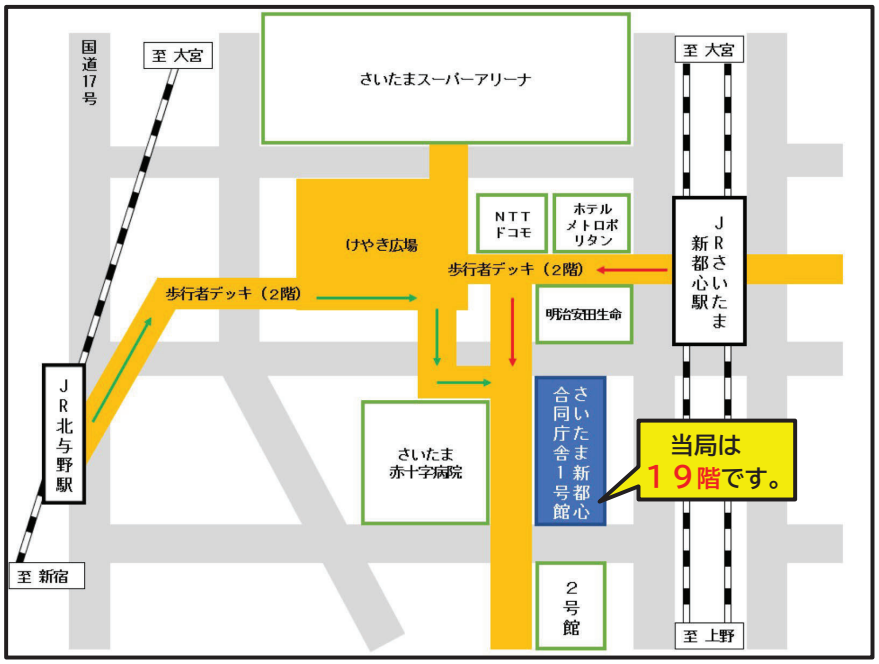

アクセス：
JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線　「さいたま新都心駅」より徒歩約４分
JR埼京線　「北与野駅」より徒歩約９分